

例 1 [ASEAN](#)

参考：外務省「[ASEAN](#)」「[ASEAN と日本](#)」・[日本アセアンセンター](#)・[JETRO](#)

1. ASEAN は、[1967 年 8 月 8 日の五カ国外相宣言（バンコク宣言）](#)により設立された（[成立経緯](#)¹）。ところが、この宣言は法的拘束力を持つとは考えられていない²。同宣言の内容を見た上で、なぜあえて法的拘束力を持たない宣言により ASEAN を設立したのか、考えてみよう。
2. 1980 年に、[Cooperation Agreement between the European Economic Community and Indonesia, Malaysia, the Philippines, Singapore and Thailand - member countries of the Association of South-East Asian Nations](#) という条約が締結された。なぜ、当事者の一方が the European Economic Community であり、他方が“Indonesia,... member countries of the Association of South-East Asian Nations”なのだろうか。
3. 1979 年に、[Agreement between the Government of Indonesia and ASEAN relating to Privileges and Immunities of the ASEAN Secretariat](#) という条約が締結されている。条約末尾を見れば、この条約の一方当事者が ASEAN であることが判る。なぜ、EEC との条約とは異なる対応がとられたのだろうか。この特権免除条約前文に言及されている [Agreement on the Establishment of the ASEAN Secretariat](#) の 11 条を見ながら考えてみよう。また、この特権免除条約と、1967 年バンコク宣言をインドネシアが 1983 年になって国連事務局に登録した（国連憲章 102 条）こと³との間には何らかの関係があるだろうか。
4. 2007 年になって [ASEAN Charter](#)⁴が採択され、2008 年 12 月 15 日に発効した。その 3 条を参照されたい。なぜ、この時点になってこのような条約が採択されたのだろうか。[日本が ASEAN 日本政府代表部を 2011 年に設置していること](#)は、憲章採択と何らかの関係があるか。

例 2 [国際決済銀行\(BIS: Bank for International Settlements\)](#)

参考：[日銀サイト](#)

BIS の法的地位について、BIS サイトの [Legal Information](#) というページを見てみると、いくつかの文書が出てくる。一番上の Hague Convention を見てみると、その 1 条に BIS

¹ 日本語での解説として、山影進『ASEAN シンボルからシステムへ』（東京大学出版会、1991 年）。

² 村瀬信也「ASEAN 統合の国際組織法的側面」アジア経済 26 巻 10 号（1985 年）4 頁。

³ 浅田正彦「国際機構の法的権能と設立文書」安藤仁介ほか（編）『21 世紀の国際機構』（東信堂、2004 年）99 頁、136-137 頁。

⁴ 日本語での解説・翻訳として、[遠藤聡「ASEAN 憲章の制定——ASEAN 共同体の設立に向けて」外国の立法 237 号（2008 年）87 頁。](#)

への言及があるが、「ここに BIS を設立する」とは書かれていない。Hague Convention の下に Constituent Charter というものがあり、その「1.」を見ると、この Charter によって BIS が設立されたかのように見える。そこで、この Charter の法的性質はどのようなものか、これを締結したのは誰か、を考えてみると、Hague Convention に戻ってその 1 条に Charter への言及があること、それが Convention と一体のものとされていることが判る。

では、Convention が国家間条約であり、Charter がその一部であるとする、BIS は国家間条約により設立されたことになるのだろうか。あらためて Convention の 1 条を読めると、この条項によりスイスに義務が課されていることが判る。したがって、ここにいう force of law というのは、どうやらスイス法上の force of law ということのようなのである。

次に、Legal Information ページの Charter の下の Statutes を見てみると、その 1 条によれば BIS が株式会社として設立されたことが判る。以上を要するに、BIS はスイス法上の法人として設立されている。

ところが、(Brussels Protocol を飛ばして) その下の Headquarters Agreement を見ると、その 1 条で国際法人格が認められている。同 Agreement 末尾を見るとこれが 1987 年に締結されたことが判るが、1930 年から 1987 年の間に何が起こったのだろうか。

例 3 [世界アンチ・ドーピング機構\(WADA\)](#)

参考：[文部科学省サイト](#)

世界アンチ・ドーピング機構の法的地位は、[その定款](#)第 1 条を見れば判るように、スイス民法典(le Code civil suisse)に基づく財団(fondation)である（定款の英訳は[こちら](#)）。ところが、[国家が理事会などの構成員となっている](#)（[スポーツ団体も](#)構成員となっている）。そして、国家は拠出金も負担している（[日本の例](#)）。加えて、UNESCO（国連教育科学文化機関）が中心となって作成された[ドーピング防止国際条約](#)（[日本語訳](#)）3 条では、国家は WADA と協力することが義務づけられている。では、WADA はなぜ国際機構として設立されていないのだろうか。

WADA がどういう活動をしているかは、[YouTube のビデオ](#)を見ると良い。より詳細には、WADA サイトの [What we do](#) を参照されたい。WADA が作成する各種ルールは、日本語訳を含め、日本国内の活動を担当する [JADA のサイト](#)を見るのが便利である。

この回の講義全体にかかる参考文献

- [Shotaro Hamamoto, "Joint Undertakings", Max Planck Encyclopedia of Public International Law](#) (updated in January 2013). ([学内ネットワークよりアクセス可](#))